

しまね国保連通信

vol. 46
令和元年
11月号

shimane
kokuhoen

島根県国民健康保険団体連合会 〒690-0825 松江市学園一丁目7番14号
審査課(問合先) TEL 0852-21-2114 <http://www.shimane-kokuho.or.jp>

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	11月			12月		
	電子請求		紙請求	電子請求		紙請求
	オンライン	磁気媒体		オンライン	磁気媒体	
請求書提出締切日	12月10日(火)			1月10日(金)		
増減点等通知書送付予定日	12月27日(金)			2月4日(火)		
支払通知書送付予定日	1月14日(火)		1月21日(火)	2月14日(金)		2月20日(木)
診療報酬等支払日	1月20日(月)		1月28日(火)	2月20日(木)		2月28日(金)

【出産育児一時金等関係】

提出月	12月			1月		
	正常分娩	異常分娩	支払早期	正常分娩	異常分娩	支払早期
請求書提出締切日	12月10日(火)			1月10日(金)		
支払通知書送付予定日	12月23日(月)	1月14日(火)		1月27日(月)	2月14日(金)	
出産育児一時金等支払日	1月10日(金)	1月20日(月)		2月7日(金)	2月20日(木)	

【特定健診等関係】

健診月	11月		12月	
	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	12月5日(木)	12月10日(火)	1月7日(火)	1月10日(金)
返戻及び支払通知書送付予定日	1月16日(木)		2月12日(水)	
特定健診等支払日	1月28日(火)		2月28日(金)	

審査委員会からの連絡事項 **医科**

●CRPの算定について

適応病名の記載がないレセプトや、画一的な病名を付しルーチンで算定されているレセプトが散見されます。個々の症例に応じて算定いただきますようお願いいたします。

●BNP、NT-proBNPの連月算定について

心不全(疑い・確定)の病名に対し、連月での算定が過剰と判断されるレセプトが散見されます。個々の症例に応じて算定いただきますようお願いいたします。



診療報酬等請求上の留意点

共通

消費税率の引き上げに伴う診療報酬等の改定について

令和元年10月1日から消費税が10%になったことに伴い、一部の診療報酬等が引き上げとなりました。紙レセプトで請求される場合は、点数の記載誤りのないように特段のご留意をいただきますようお願いいたします。

診療報酬等請求上の留意点

医 科

●急性期患者支援病床初期加算について

急性期患者支援病床初期加算は記載要領上、入院元を記載することとなっています。

入院元が急性期医療を担う病院である場合は、当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院（病棟）から転院（転棟）した回数、入院元が介護保険施設、介護医療院、居住系施設等又は自宅である場合は、直近の入院医療機関名等及び退院日の記載が必要です。摘要欄に必要事項を記載のうえ請求してください。

●残尿測定検査について

残尿測定検査は、前立腺肥大症、神経因性膀胱又は過活動膀胱の患者に対し、超音波若しくはカテーテルを用いて残尿を測定した場合に算定できます。対象病名の記載がないレセプトが散見されますので、病名の記載にご留意ください。



歯 科

●周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）にかかる「摘要」欄への記載について

当該管理料（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定した際には、手術、放射線治療、化学療法等の実施日又は予定日を「摘要」欄へ記載のうえ請求してください。

●周術期等専門的口腔衛生処置にかかる「摘要」欄への記載について

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定した患者に対して当該処置を行った場合、当該患者の手術を行った年月日又は予定年月日、手術名を記載のうえ請求してください。

また、患者の状況により当該処置2を算定せずに特定保険医療材料を算定する場合は、前回の周術期等専門的口腔衛生処置2の算定年月日の記載が必要ですので、併せてご留意ください。

調 剤

●外用薬の調剤料について

湿布薬等の調剤料について、同一有効成分の外用薬が複数ある場合は、その数にかかわらず1調剤として取り扱うことについて、ご留意いただきますよう改めてお願いします。

お 願 い

オンライン請求について

国が進めるオンライン資格確認の導入を見据え、紙レセプト及び電子媒体での請求からオンラインへの移行につきまして、ご協力をお願いいたします。

なお、オンライン請求により、送信時のエラーチェックでの速やかな修正、返戻レセプトのダウンロードなど事務負担軽減につながります。

診療報酬明細書等の取り下げ依頼について

レセプトを国保連合会に提出していただいた後、記入漏れや誤請求が発覚した場合、「診療報酬明細書等取下げ依頼書」により、レセプトを取り下げることができます。

ただし、審査の結果、査定となった箇所に関する訂正を目的とした取り下げは認められませんのでご留意ください。

